

件 名	農協共済に加入していない事業者への補助金について
受付日	令和8年1月19日
ご意見・ご提案 の概要	自然災害による農業被害に遭った事業者に対して、県から補助金を支給する際、当該事業者が農協共済に加入することを前提にして支給するべきである。 共済加入料を支払い、自らリスクヘッジをしている事業者と、農協共済に加入せず、加入料を支払わない事業者との均衡が取れておらず不公平である。 県費を投入するのに、明らかに不公平な取扱いの問題である。
県の考え方	岐阜県農業用施設等災害対策事業において、園芸施設共済の引受対象施設を復旧する場合は、園芸施設共済等の保険加入を交付条件としております。 また、今年度事業から、共済未加入者に係る補助金額の算定の際には、共済に加入していたのであれば共済から支払われたであろう金額を差し引いて補助金を算出することとし、共済加入者との取扱差を解消するよう、改正しております。
担当課	農政部 農業経営課